

令和2年(2020年)5月22日

施設長様
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」解除に係る障害福祉サービス事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)第32条に基づく、感染拡大防止に関する措置等を内容とする「緊急事態宣言」について、兵庫県は、令和2年5月21日、対象区域から解除されました。しかしながら、感染拡大の第2波に備え、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を実施のうえ、適切なサービスの実施に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 兵庫県の対処方針

当面の間(～5月31日※)、感染防止の観点から、通所・短期入所等サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合など、利用者本人等が可能な範囲での利用の自粛をお願いしておりますので、必要な場合には、代替サービス(訪問サービス)の提供など利用者への必要な支援が円滑に行われるよう、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(※今後の感染状況等を踏まえ、見直しを実施することがあります。)

2 放課後等デイサービス等について

原則としてサービスの提供を継続することを基本としたうえで、令和2年4月6日付「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る放課後等デイサービス事業所等の対応について」等の対応を継続します。

放課後等デイサービスについては、厚生労働省事務連絡「緊急事態措置を実施すべき区域の指定解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」(令和2年5月15日)により、分散登校の終了までは、学校の中で一部を休業とすることとしている場合についても、放課後等デイサービスの報酬単価については、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用することとします。

3 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当(電話 079-221-2454/Fax 079-221-2374)